

4 長薬発第 552 号
令和 4 年 8 月 25 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様
病院診療所部会長 様

一般社団法人長野県薬剤師会
会長 日 野 寛 明

「BA. 5 対策強化宣言」を発出することに関する周知について（依頼）

平素、本会の運営に際し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大により入院等を必要とする患者が増加しているほか、医療スタッフ等の欠勤も増加しているため、一部医療機関では患者の受け入れを制約せざるを得ない状況にあります。

そのため、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部長（長野県知事）から、8 月 24 日開催の同対策本部会議において、8 月 24 日から 9 月 4 日まで全県に「BA. 5 対策強化宣言」を発出し、対策を強化することを決定した旨、通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会(部会)会員等に対し本内容についてご周知いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

長野県薬剤師会 事務局長 中島 / 総務課 吉野
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
☎TEL : 0263-34-5511 📠FAX : 0263-34-0075
E-mail somu3@naganokenyaku.or.jp

令和4年（2022年）8月25日

関係団体の長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

本部長 阿 部 守 一

「B A. 5 対策強化宣言」を発出することに関する周知について（依頼）

日頃は、本県の健康福祉行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大により入院等を必要とする患者が増加しているほか、医療スタッフ等の欠勤も増加しているため、一部医療機関では患者の受け入れを制約せざる得ない状況です。

そのため、8月24日から9月4日まで全県に「B A. 5 対策強化宣言」を発出し、対策を強化することを決定しました（8月24日新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議決定）。

つきましては、別添資料の内容について、ご協力いただくとともに、貴会員（貴組合員）の皆様に対し、周知していただくようお願いいたします。

担	当	長野県健康福祉部薬事管理課薬事温泉係 (課長) 小池 裕司 (担当) 岡本 政治
電	話	026-235-7157 (直通)
ファクシミリ		026-235-7398
電子メール		yakuji@pref.nagano.lg.jp

「BA.5 対策強化宣言」を発出します

令和4年8月24日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

【「医療非常事態宣言」発出時（R4.8.8）からの主な変更箇所^{に下線}】

1 趣旨等

新規陽性者数が過去最多を更新し、8月18日には1日3,649人が確認されました。療養者数は2万人を超え、過去に例のない極めて深刻な感染状況となっています。

また、昨日時点の確保病床使用率は64.8%（337人/520床）と、8月8日の「医療非常事態宣言」発出時から9ポイント上昇しており、身近な地域の医療機関に入院できないケースも発生しています。確保病床以外の病床で感染が確認された場合、できる限りその医療機関内で療養を続けていただいております。確保病床以外に185の方が入院されています。

さらに、ご自身の感染、陽性者との濃厚接触による医療スタッフの欠勤が増加しているほか、高齢者施設における集団的感染の発生の継続により、感染した高齢者が施設内療養するケースや、介護が必要な高齢者が入院するケースが増加しており、一部の医療機関では、患者の受入れを制約せざるを得ない状況となるなど、本県の医療提供体制はひっ迫した状態となっています。

全国的には、一部の地域で新規陽性者数はピークを越えつつあるとの予測もありますが、医療提供体制への負荷は新規陽性者数のピークから遅れて増大することから、**今がまさに、本県において「救える命を救うことができない事態を避ける」ための正念場**であると考えます。

このため、「医療非常事態宣言」に加え^{*}、本日から9月4日までを期限として、**全県に「BA.5 対策強化宣言」を発出し対策を強化**します。

2 目標

確保病床使用率と新規陽性者数を減少に転じさせる

※参考「医療非常事態宣言」の目標

- (1) 県民の皆様の命を守るため、
 - 確保病床使用率を50%未満に引き下げる
 - 外来診療の負荷をできるだけ抑える
- (2) 暮らしと経済をできるだけ維持するため、
 - 社会経済活動への影響を最小限とする

3 県としての対策

(1) 病床使用率の抑制

① ワクチン接種の一層の促進

ワクチン接種の積極的な検討を呼びかけるとともに、県接種会場の設置やワクチン接種バスの運行、高齢者施設への巡回接種など、市町村と連携し速やかな接種促進に最大限取り組みます。

② 確保病床等の更なる拡充

現在確保している 520 床の病床の増床を図るため、医療機関にコロナ対応病床の新設・増設を働きかけます。

また、すでにコロナ対応病床を確保している医療機関に対しては、一般医療に過度な影響を及ぼさない範囲において、一時的な更なる患者の受入れを依頼します。

③ 早期転院・退院の促進

療養解除基準^{※1}どおりの転院・退院や、入院 4 日目以降に中等症Ⅱ（酸素投与を必要とする症状）以上への悪化がみられない場合の宿泊療養施設や自宅への療養場所変更^{※2}についての協力を医療機関へ要請します。

※1 発症日から 10 日経過など

※2 入院から 4 日目以降に中等症Ⅱ以上となった患者は極めてまれであるという知見に基づく

④ 高齢者施設等における感染拡大防止

○ 高齢者施設等の利用者または従事者ご本人はもとより、同居のご家族に発熱等の症状がある場合は、施設の利用・従事をできるだけ控えることを周知するよう高齢者施設等の管理者に要請します。

○ 高齢者施設等の利用者または従事者に新型コロナウイルス感染症陽性者があった場合には、保健所の指導のもと感染防止の初期対策が実施できるよう周知徹底を図ります。

○ 高齢者施設等へ抗原定性検査キットを配付（8/23 時点 1,854 箇所、約 19 万個）し、有症状の場合の検査、ハイリスクな行動をとった場合の予防的な検査、濃厚接触者である代替困難な従事者の出勤前の陰性確認検査、新規入所者に対する検査など、高齢者等を守るための積極的な検査の実施を支援します。

○ 高齢者等の感染拡大の防止につながるよう、高齢者施設等の利用者または従事者を対象とした検査への補助（補助率 10/10）を通じ、自主検査を推奨します。

○ 第 6 波における初期対応や感染対策をまとめた県独自の研修動画配信により、高齢者施設内の感染防止対策の質的向上を促進します。

○ 高齢者施設等で集団感染が発生した場合に、保健所と連携し、クラスター対策チームや感染管理認定看護師等を必要に応じて派遣します。

⑤ 新たな宿泊療養施設の開設と入所基準の切替え

新たな宿泊療養施設（6 施設目）を 8 月 26 日から北信地域に設置します。

また、宿泊療養施設については、重症化リスクが高い方や、同居者への感染を避けなければならない方等が入所しているところですが、その中でも重症化リスクが高い方を優先するよう、運用を切り替えます。

(2) 外来診療の負担軽減

① 自宅での健康観察の検討依頼

軽症[※]で重症化リスクが低い方に対し、自宅での健康観察を検討していただくよう協力を依頼します。

※ 水が飲めない、ぐったりして動けない、呼吸が苦しい、乳幼児で顔色が悪い等、症状が重い場合は速やかな医療機関への相談を求める。

② 自己検査の活用促進

診療・検査医療機関を受診される際、重症化リスクが低い方については、薬事承認された抗原定性検査キット（「体外診断用医薬品」と表示されているもの）による自己検査をしていただくよう協力を依頼します。

なお、診療・検査医療機関等に対し、抗原定性検査キットを配付（8/23時点422箇所、約19万個）し、重症化リスクが低いと考えられる有症状者の自己検査等のために活用していただきます。

③ 若年輕症者登録センターの拡充

若年輕症者登録センターの対象者を、従来の20～30代から40代までの医療機関を受診しない有症状者に拡大するとともに、県から配布した抗原定性検査キットのほか、「体外診断用医薬品」と記載のある抗原定性検査キットで陽性となった方についても登録の対象とすることとします。

④ 診療・検査医療機関等を増やすための要請

診療・検査医療機関（8/23時点682機関）の増加や診療・検査の実施拡大が必要であることから、医療機関に対して要請を行います。

⑤ 「みなし陽性（臨床診断）」の導入

陽性者と同居等の濃厚接触者が有症状となった場合に、医師の判断により検査を行わず臨床症状で診断する「みなし陽性（臨床診断）」を導入します。

⑥ 受診・相談センターの拡充

受診・相談センターの人員を拡充し、増加している症状のある方等からの相談に対応します。

⑦ 事業所等への要請

陰性証明等（陽性者が職場に復帰する際、または新たに療養を開始する際に検査の結果を証明する書類）を従業員に求めることがないよう事業所等へ要請します。

4 県民の皆様等へのお願い

(1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、これまでにお願ひしている「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」（令和4年7月20日）に加え、別添『『B A. 5 対策強化宣言』発出にあたってのお願い』にご協力いただきますようお願いいたします。

(2) ワクチン接種により、感染・重症化予防効果等が得られます。接種が可能な方は、今打てるワクチンで、速やかな接種をご検討いただくようお願いいたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。

「B A . 5 対策強化宣言」 発出にあたってのお願い

令和4年8月24日

- ◆ 8月8日の「医療非常事態宣言」発出後も確保病床使用率が上昇しており、身近な地域の医療機関に入院できないケースも発生しています。
- ◆ 感染や陽性者との濃厚接触による医療スタッフの欠勤が増加しているほか、高齢者施設における集団的感染の発生の継続により、介護が必要な高齢者が入院するケースが増加しており、一部の医療機関では、患者の受入れを制約せざるを得ない状況です。

⇒ **本県の医療提供体制はひっ迫した状態です。**
医療の負荷を下げ、真に医療が必要な方（新型コロナ以外も含めて）**を守ることにご協力をお願いいたします。**

今がまさに、「救える命を救うことができない事態」を避けるための正念場です。このため、本日全県に「**B A . 5 対策強化宣言**」（**9月4日まで**）を発出します。

1 「これ以上入院患者を増やさない」 ことにご協力ください

- 重症化リスクが高い方及びその同居者・身近で接する方は、感染リスクが高い場面・場所を避け、最大限慎重な行動をお願いします。
- 重症化リスクが高い方は4回目までのワクチン接種を、同居のご家族は3回目までのワクチン接種の積極的検討をお願いします。

2 「外来診療の負担軽減」にご協力ください

- 重症化リスクが低い方も感染リスクが高い場面をできるだけ避け、感染しない、させないよう、改めて基本に立ち返り、感染防止対策の徹底をお願いします。また、軽症の場合にはあわてて医療機関を受診しないでください。
- 20～40代の方は、若年輕症者登録センターを積極的に活用してください。
- 医療機関を受診する場合にもできるだけ検査キットで自己検査をお願いします。
- 休日夜間の受診はできるだけ控えてください。救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合としてください。
- 重症化リスクが低い方も感染拡大防止の観点からワクチン接種の検討をお願いします。

3 事業者の皆様へのお願い

- 事業所においては、休みやすい環境づくりやリモートワークの活用など、感染拡大防止に最大限のご協力をお願いします。
- イベントの開催にあたっては、人と人との間隔の確保、屋内での換気、飲食を伴う場合は飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策を行うことなどの感染対策を改めて徹底してください。なお、十分な対策が困難な場合には、中止又は延期の検討をお願いします。

(重症化リスクが低く、かつ、症状が軽い方へ)

まずは検査キットによる自己検査をご検討ください。

陽性の場合 20代～40代の方は、若年輕症者登録センター
にオンラインで登録してください。その他の年代の方は、
平日の昼間にかかりつけ医等へ相談の上、受診をお願いします。



陰性の場合 偽陰性の可能性もあるので、症状がある間はできるだけ
仕事を休むなど外出を控えてください。症状が軽快しても発症から
1週間程度は他者に感染させないような行動をお願いします。

検査キットが入手できない場合にもあわてて受診するのではなく、症状
に応じて総合感冒薬等を服用して様子を見ていただき、症状が悪化する等
の場合にかかりつけ医等へ相談の上、受診していただくようお願いいたします。

(陽性者の増加を防ぐために)

ワクチン接種は感染拡大の防止につながります。3回目接種率は、50代以上では8割を超えている一方、20、30代は5割、10代は4割ほどです。若い世代やお子様も含めて、ワクチン接種を改めてご検討ください。



体調が少しでも悪い場合には、まずは外出を控えていただくことを徹底してください。

会食、旅行の際は対策の徹底をお願いします。

- ・マスク会食や黙食を行うとともに、大声での会話や長時間のお店の利用を控え、感染対策が十分でない場合には大人数での飲食を避けてください。
- ・感染リスクが高い行動は控えるとともに、訪問先の都道府県等からの呼びかけに沿って行動してください。

⇒ 重症化リスクが高い方及びその同居者・身近で接する方は、特に
ご注意を

